

蓮田市いじめ防止基本方針



蓮田市のマスコットキャラクター
はすびい

平成26年8月

(平成30年4月改定)

蓮 田 市

目次

はじめに	1
第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方	2
1 いじめとは	
2 いじめの基本認識	
3 蓮田市いじめ防止基本方針の策定	
4 いじめ防止等に向けた方針	
(1) 市として	
(2) 学校として	
(3) 保護者として	
(4) 市民・関係機関として	
(5) 子供として	
第2章 いじめの防止等のために蓮田市が実施する施策	6
1 蓮田市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
2 蓮田市いじめ問題専門委員会の設置	
3 蓮田市いじめ問題調査委員会の設置	
4 蓮田市教育委員会の取組	
5 その他の事項	
第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	9
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
第4章 重大事態への対処	13
1 重大事態の報告	
2 重大事態の調査	
3 調査を行うための組織	
4 自殺の背景調査における留意事項	
5 調査結果の提供及び報告	
6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	

はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化している。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっている。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられている。また、法第12条では、地方公共団体に対して地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定された。

いじめを根絶するためには市民全体がいじめに対する問題意識を共有し、それぞれが自己の役割を自覚することが大切であり、社会総がかりで根絶に向け取り組む必要がある。そして、子供自らも安心して豊かな社会や集団をきずくため、主体的にいじめの根絶に関わり、自覚をもっていじめを生まない、許さない風土づくりを進めていかなければならない。

そこで、蓮田市では、平成26年8月に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を全体として正しく理解するため、「蓮田市いじめ防止基本方針」を策定した。

これに基づき、蓮田市では、「蓮田市いじめ問題対策連絡協議会」「蓮田市いじめ問題専門委員会」を開催し、いじめ防止等に向けた様々な対策を話し合い、取り組んできた。

今般、法の施行から4年が経過し、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や、県の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されたことから、その内容を反映させるため「蓮田市いじめ防止基本方針」も改定することとした。

第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子供にも、どの学校にも起こりうることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、継続的に早期発見、早期対応に組織として取り組まねばならない。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、社会総がかりで日々実践することが求められる。

1 いじめとは

「いじめ」とは、

「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省 児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より】

この法律において、「いじめ」とは、

児童・生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条より】

* 「いじめ防止対策推進法」と「文科省問題行動等調査」の定義の違い

- 加害者を児童・生徒に限定
- 「心理的又は物理的に与える行為」では「攻撃」ではなく「影響」と表記
- 「インターネットを通じて行われるものを含む」と明記
- 「精神的な苦痛」ではなく、「心身の苦痛」と表記

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

＜いじめを防止するための基本となる方向性＞

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子供に、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

3 蓮田市いじめ防止基本方針の策定

蓮田市は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、蓮田市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、蓮田市いじめ防止基本方針を定める。

蓮田市いじめ防止基本方針では、いじめの問題への対策を、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本方針を定めること等により、市全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめの防止等に向けた方針

子供のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は、適切に指導することが重要である。その実行のために、市全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。そのため、以下の方針にそって、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

(1) 市として

- ア いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- イ いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子供に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民・関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

- ウ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速にいじめを防止するための必要な措置を講じる。
- エ 子供が安心して豊かに生活できるように、いじめ防止に向けて、児童・生徒や保護者、地域住民等へ必要な啓発活動を行う。

(2) 学校として

- ア あらゆる教育活動を通じ、だれもが・安心して・豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- イ 子供が主体となって、いじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう、指導、支援する。
- ウ いじめは、どの学校にも・どのクラスにも・どの子供にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぐよう努める。もし、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう、保護者・地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- エ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと、いじめの問題に対して組織的に取り組む。
- オ 相談窓口を明示するとともに、児童・生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を充実するなど、学校組織をあげて児童・生徒一人一人の状況の把握に努める。

(3) 保護者として

- ア どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努める。また、日頃からいじめ被害等悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように働きかける。
- イ いじめが許されない行為であることを十分認識し、相手を尊重することの大切さを子供に理解させ、子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ウ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(4) 市民・関係機関として

- ア 市民は、蓮田市の子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- イ 子供に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する学校や保護者に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ウ 地域行事等で子供が主体性をもって参加できるよう配慮する。
- エ 子供の健全育成に関わる諸機関は、子供が健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める。

(5) 子供として

- ア 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自ら主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- イ 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

第2章 いじめの防止等のために蓮田市が実施する施策

市は、蓮田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、個人情報漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意する。

1 蓮田市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、中央児童相談所、さいたま地方法務局、岩槻警察署、その他の関係者により構成される、「蓮田市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

2 蓮田市いじめ問題専門委員会の設置

市教育委員会は、法に基づき、蓮田市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として、「蓮田市いじめ問題専門委員会」を設置する。

この専門委員会は、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、又は学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が「蓮田市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査にあたる。

3 蓮田市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、重大事態における「蓮田市いじめ問題専門委員会」の調査結果について必要があると認めるときは、法に基づき、その調査結果の調査（再調査）を行うために、「蓮田市いじめ問題調査委員会」を設置する。この調査委員会は、いじめによる重大事態に係る調査に関し、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、教育、医療、心理等必要な専門知識を有する者をもって構成する。

4 蓮田市教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

- ア 校長会・教頭会を通じて、いじめの防止について確認するとともに、教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を図る。
- イ 教職員に対し、いじめの防止や人権教育に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じる。
- ウ 児童・生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、県と同様に11月を「いじめ撲滅強調月間」とする。
- エ いじめを早期に発見するため、児童・生徒に対する定期的な調査、その他の必要な措置を講じる。
- オ 児童・生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- カ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じる。
- キ 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図る。

(2) いじめの対応に関すること

- ア 市教育委員会は、学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援を行い、又は必要な措置を講じることを指示する。
- イ いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、学校教育法の規定及び蓮田市立小・中学校における出席停止の命令の手続きに関する規則に基づき、いじめを受けた児童・生徒及びその他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- ウ いじめが起きた場合には、被害児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに、再発防止に向けて、教職員全体の共通理解・保護者の協力・関係機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- エ 犯罪行為又は重大な被害が生じるような場合は、被害者への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携を図ることを学校に指導・助言する。

(3) 学校評価及び学校運営の改善に関すること

- ア 市教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童・生徒、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。
- イ 市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ウ 教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、指導体制の整備を図るなど学校運営の改善を支援する。

5 その他の事項

蓮田市は、法の施行状況を勘案して、毎年度、蓮田市いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止・早期発見・対処に関する措置を実効的に行う。また、当該校の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、教職員の一致協力体制を確立し、市教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実態に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国・県・市のいじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公表する。

学校基本方針においては、各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定めるよう、次の点に留意する。

- (1) 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童・生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 学校基本方針により個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童・生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- (3) 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ対策委員会」等を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該校の教職員等によって構成される、組織的な対応を行うための常設の組織「いじめ対策委員会」等を置く。日頃から児童・生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導委員会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。

また、この組織はいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものである。

この組織の構成員には、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者、PTA等外部専門家の参加を求めることも効果的である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や検証の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割
- エ いじめを認知した場合には、情報の迅速な共有、児童・生徒への事実確認の聴取、対応方針の決定、保護者との対応を組織的に実施する役割

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

- ア いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童・生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。
- イ 児童・生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。
- ウ 児童・生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。
- エ 豊かな心の育成のために、人権教育や道徳教育の年間計画等に、いじめへの対応に係る取組計画等を具体的に盛り込む。
- オ 児童・生徒の集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- カ いじめ問題の認識と予防に関して、教職員への研修を充実させるとともに、保護者に対して啓発活動を行う。
- キ 教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、適切な指導を行う。
- ク 学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについては、当該児童・生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※特に配慮が必要な児童・生徒：発達障害を含む障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、性的マイノリティである児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒など。

(2) 早期発見

- ア いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることを認識する。

- イ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。些細な兆候も、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを軽視することなく、積極的に認知していくことが必要である。
- ウ 日頃から、児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- エ いじめの早期発見を徹底するために、埼玉県教育委員会刊行の「彩の国生徒指導ハンドブック New I's (ニュー・アイズ)」にあるチェックリストを活用し、全教職員で実施する等、具体的に取り組む。
- オ 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- カ インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、情報モラル教育の推進による児童・生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。
- キ 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

(3) いじめに対する基本的対応

- ア 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ対策委員会」等に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校「いじめ対策委員会」等に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項に違反し得る。
- イ 被害児童・生徒を守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童・生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ウ 加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で接し、再発防止に向けて適切に指導する。
- エ 学級全体への対応として、話し合いなどを通していじめについて考えさせるとともに、行事等を通して好ましい人間関係をつくり、学級の連帯感を育てる。

- オ 児童・生徒への対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- カ いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や児童・生徒に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に連絡して、被害児童・生徒を守る。

(4) いじめの解消

- ア いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することなく、いじめを受けた子供及びいじめを行った子供を日常的に注意深く観察する。
- イ いじめが解消している状態とは、
 - ① いじめを受けた子供に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。
 - ② いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないと認められること。
とする。

第4章 重大事態への対処

いじめ重大事態調査の手法等については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照する。

「重大事態」とは、

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

(例)

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する）

- また、児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たる。

児童・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

1 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて県教育委員会へ、事態発生について報告する。併せて、市教育委員会は、市長にも報告を行う。

2 重大事態の調査

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会と連携して調査を行う。ただし、学校の調査では、重大事態への

対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

3 調査を行うための組織

学校は、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度、設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、「いじめ対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家等を加える。

4 自殺の背景調査における留意事項

児童・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童・生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、重大事態に当たる調査に相当することとなり、「児童・生徒の自殺が起きたときの調査の指針」、「New I's」の「II 自殺予防編」を参考とするものとする。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童・生徒が深く傷つき、学校全体の児童・生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。市教育委員会及び学校は、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

5 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童・生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

(2) 調査結果の報告

学校又は市教育委員会の調査結果については、市教育委員会が蓮田市長に報告する。

6 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記5 (2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」）を行う。

この再調査は、市長が新たに設置する「蓮田市いじめ問題調査委員会」が行う。「蓮田市いじめ問題調査委員会」は、市長が専門的な知識を有する第三者を委嘱する。

再調査についても、学校又は市教育委員会による調査同様、市長は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処等のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、市長は、その結果を市議会に報告する。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。